

令和5年度

# 女性相談の概要

(令和4年度実績)

秋田県子ども・女性・障害者相談センター  
児童女性相談部女性相談支援課  
(配偶者暴力相談支援センター)



# 目 次

I	女性相談所の概要	
	所在地	1
	沿革	1
	職員構成	2
	施設規模	2
1	業務内容	3
	(1) 相談	3
	(2) 調査及び判定	3
	(3) 指導・援助	3
	(4) 一時保護及び一時保護委託	3
	(5) 婦人保護施設への措置	3
	(6) 啓発活動	3
	(7) 苦情解決処理体制	3
	(8) 配偶者暴力相談支援センター機能	3
2	令和4年度事業計画	4
3	相談・保護事業の流れ	5
4	女性相談員の配置状況	5
II	相談の状況	
1	主訴別相談受付状況	6
2	経路別相談受付状況（実人員）	7
3	年齢別・主訴別相談受付状況（実人員）	8
4	相談の処理状況（実人員）	9
5	結婚歴有無別・子ども有無別相談受付状況（実人員）	9
6	年度別相談の推移	
	(1) 女性相談所	
	①経路別（実人員）	10
	②主訴別	11
	③処理別	12
	(2) 女性相談員	
	①経路別（実人員）	13
	②主訴別	14
	③処理別	15
7	医学的判定・心理学的判定の状況	16

III	一時保護の状況	
1	一時保護の実績	17
2	経路別	18
3	主訴別	18
4	処理別	19
5	年齢別	19
6	地域別	20
7	令和4年度入所期間別人員の内訳	20
IV	配偶者暴力相談支援センターの概要	
1	配偶者暴力相談支援センターの設置状況	21
2	配偶者暴力相談支援センターの相談受付状況(延人員)	22
	(1) 相談件数	22
	(2) 各配偶者暴力相談支援センター別相談件数	22
	(3) DV防止法に基づく対応等	23
	(4) 日本語が十分に話せない被害者からの相談件数	24
	(5) 障害を持つ被害者からの相談件数	24
	(6) 交際相手からの暴力に関する相談件数	24
	(7) ストーカー行為等に関する相談件数	24
V	各事業の実施状況	
1	令和4年度出張心理相談実施状況	25
2	令和4年度配偶者暴力相談支援ネットワーク会議開催状況	25
3	関係機関連携及び啓発活動	26
VI	陽光園(婦人保護施設)の概要	
1	陽光園の概要	27
2	入園者の状況	28
	(1) 入・退園者状況	28
	(2) 令和4年度月別入・退園者状況	28
	(3) 入園の理由	29
	(4) 年齢	29
	(5) 学歴	29
	(6) 入園前の職業	30
	(7) 婚姻等の状況	30
	(8) 在園期間	30
3	一時保護の受託実績	31
4	苦情受付状況	31

# I 女性相談所の概要

所在地 秋田市手形住吉町3番6号 電話 事務用 018-832-2534 FAX 018-838-5110  
相談専用 018-835-9052  
(DVホットライン) 0120-783-251

沿革	昭和31年 5月24日	「売春防止法（法律第118号）」制定。
	昭和32年 1月 1日	秋田県婦人相談員（非常勤）4名を発令。北秋田、秋田、平鹿、秋田市の各福祉事務所に配置。
	昭和32年 4月 1日	「売春防止法」施行。 秋田県婦人相談所を秋田県社会福祉会館内（秋田市西根小屋町上丁1番地）に設置（職員6名）。
	昭和33年 6月 1日	婦人相談所を旧県立中央病院櫛山病棟（秋田市櫛山虎の口新町4番地）に移転。 婦人保護施設「秋田県陽光園」を併設。
	昭和37年10月 1日	婦人相談所を秋田市櫛山虎の口新町4番地に新築し、移転。
	昭和42年 5月 1日	住居表示が秋田市南通亀の町1番23号に変更。
	昭和48年 4月 1日	婦人保護施設「秋田県陽光園」の運営を秋田県母子寡婦福祉連合会に委託。
	昭和50年11月 1日	婦人電話相談室を開設。
	昭和52年 6月10日	現在地（秋田市手形住吉町4番26号）に秋田県母子福祉総合センターを新築。秋田県婦人相談所（一時保護所、婦人電話相談室を含む。）及び婦人保護施設「秋田県陽光園」が移転、入居。
	平成12年 4月 1日	秋田県婦人相談所を秋田県女性相談所に改称。 秋田県女性緊急一時保護事業を開始。
	平成13年 4月13日	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（法律第31号）」（以下「DV防止法」という。）制定。
	平成14年 4月 1日	「DV防止法」のうち「配偶者暴力相談支援センター」（以下「DV相談支援センター」という。）に係る事項が施行。 DV相談支援センターを県内10か所（女性相談所、北・山本・中央・南の各福祉事務所、鷹巣阿仁福祉環境部、由利地域振興局、仙北地域振興局、雄勝地域振興局、中央男女共同参画センター）に設置。 夜間、休日の電話相談を開始。電話相談員（非常勤）3名を配置。 心理判定職員（非常勤）1名を配置。
	平成14年 9月18日	「DV防止法」第3条第3項に基づく一時保護委託事業を開始（秋田県女性緊急一時保護事業を移行）。
	平成14年11月29日	建物内部を改装し、一時保護所の定員を10名から22名に変更。
	平成15年 4月 1日	一時保護所担当職員（保育士、非常勤）1名配置。 相談電話にDVホットライン（フリーダイヤル）を設置。
	平成16年 4月 1日	大館、由利、仙北の各福祉環境部に女性相談員（非常勤）各1名を配置。
	平成16年 8月16日	「婦人相談所における人身取引被害者への対応について」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）。
	平成17年 4月 1日	DV相談支援センターを8か所（女性相談所、北・山本・中央・南の各福祉事務所、由利地域振興局、仙北地域振興局、中央男女共同参画センター）に変更。 女性相談所に心理判定員1名を配置。 「人身取引被害者の一時保護の委託について」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）。
	平成17年度内	Eメール相談開始。
	平成18年 3月	「秋田県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定。
	平成18年 4月 1日	一時保護所に宿・日直専門員（非常勤）3名を配置。 山本福祉事務所に女性相談員（非常勤、家庭相談員兼務、H26.4.1～専任）を配置。
	平成19年 4月 1日	一時保護所に学習室を設置。定員を20名に変更。 DV相談支援センターを6か所（女性相談所、北・山本・中央・南の各福祉事務所、中央男女共同参画センター）に変更。
	平成21年 3月	「秋田県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する第2期基本計画」策定。
	平成22年 4月 1日	看護師（非常勤）1名を配置。
	平成23年 4月 1日	専門員1名、女性相談支援員（非常勤、H23.4.1～25.3.31）1名を配置。
	平成24年 3月	「秋田県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する第3期基本計画」策定。
	平成25年10月 3日	「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（法律第73号）」の施行により、「婦人相談所その他適切な施設がストーカー行為等の相手方への支援に努めなければならないこと」が明記された。
	平成27年 3月	「秋田県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する第4期基本計画」策定。
	令和 2年 3月	「秋田県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する第5期基本計画」策定。
	令和 4年 5月19日	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（法律第52号）」制定。
	令和 5年 3月31日	秋田県女性相談所（秋田市手形住吉町4番26号）での業務終了。 秋田県母子寡婦福祉連合会による婦人保護施設「秋田県陽光園」の指定管理業務終了。
	令和 5年 4月 1日	秋田県子ども・女性・障害者相談センターを秋田市手形住吉町3番6号に設置。

職員構成（令和4年4月1日現在）

（単位：人）

所長	副主幹兼班長	副主幹	専門員	主査	主事	非常勤職員									合計	
						女性相談員	保育士	看護師	心理判定職員	栄養士	電話相談員	宿・日直専門員	宿直専門員	専任当直員		嘱託医
1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	3	3	1	3	1	職員 23 うち非常勤 16

施設規模

1	敷地面積		1,058.73 m <sup>2</sup>
2	名称	秋田県母子福祉総合センター	884.52 m <sup>2</sup>
3	建物	女性相談所	1階 288.36 m <sup>2</sup>
		女性相談所	2階 288.36 m <sup>2</sup>
		婦人保護施設「陽光園」	3階 288.36 m <sup>2</sup>
		塔屋	4階 19.44 m <sup>2</sup>
		雑屋建（物置）	9.94 m <sup>2</sup>
4	収容定員	一時保護所	20名
		婦人保護施設「陽光園」	16名

## 1 業務内容

女性相談所は、要保護女子の転落防止と保護更生並びに暴力被害女性の保護の実施機関であり、主な業務として電話・来所相談等による相談、調査、指導、一時保護などを行っている。特に、県内における婦人保護事業及び配偶者暴力相談支援の中核として、福祉事務所、女性相談員、婦人保護施設その他の関係機関相互の連携と調整などの業務を行っている。

### (1) 相談

夫婦関係や家庭の問題など、日常生活で問題を抱えている女性からの来所、電話、Eメール等による相談に応じ、問題解決に向けて必要な情報提供や援助を行う。

### (2) 調査及び判定

要保護女子等の早期発見、転落の未然防止及び保護更生を図るため、本人及びその家庭環境等に関する事項について実情を把握する必要がある場合に調査を実施する。また、必要に応じ心理学的判定を行う。

### (3) 指導・援助

相談者の持つ個々の問題解決に向けて、各関係機関や他都道府県の婦人相談所と緊密な連携を図り、他法他施策の支援も活用し援助を行う。

### (4) 一時保護及び一時保護委託

必要と認められるときは、本人の希望により一時保護を実施し、要保護女子又は暴力被害女性の心身の安全・安定を図り、日常生活上の援助や問題解決に向けた支援を行う。

### (5) 婦人保護施設への措置

女性相談所で一時保護した女性のうち長期的な援助が必要な者には、本人の希望により婦人保護施設に入所させ、生活指導、職業指導等を実施し自立を支援する。

### (6) 啓発活動

関係機関や地域住民に対して女性相談所の事業や活動内容を周知し、婦人保護事業への理解の促進に努めるとともに、配偶者等による暴力の防止と被害者への支援の必要性について啓発を行う。

### (7) 配偶者暴力相談支援センター機能

配偶者等から暴力を受けた被害者からの相談に応ずるとともに、保護命令の制度や自立支援のための情報を提供し、被害女性の保護と心身の健康を回復するための援助等を行う。

また、県内の各福祉事務所等に設置された配偶者暴力相談支援センターと連携し、業務の調整を行う。

## 2 令和5年度事業計画

※子ども・女性・障害者相談センター主催の会議

- ・ 婦人保護事業担当新任職員研修
- ・ 配偶者暴力相談支援ネットワーク会議
- ・ 女性相談員・婦人保護事業担当者会議

※巡回相談活動

- ・ 出張心理相談

※他県で開催される会議

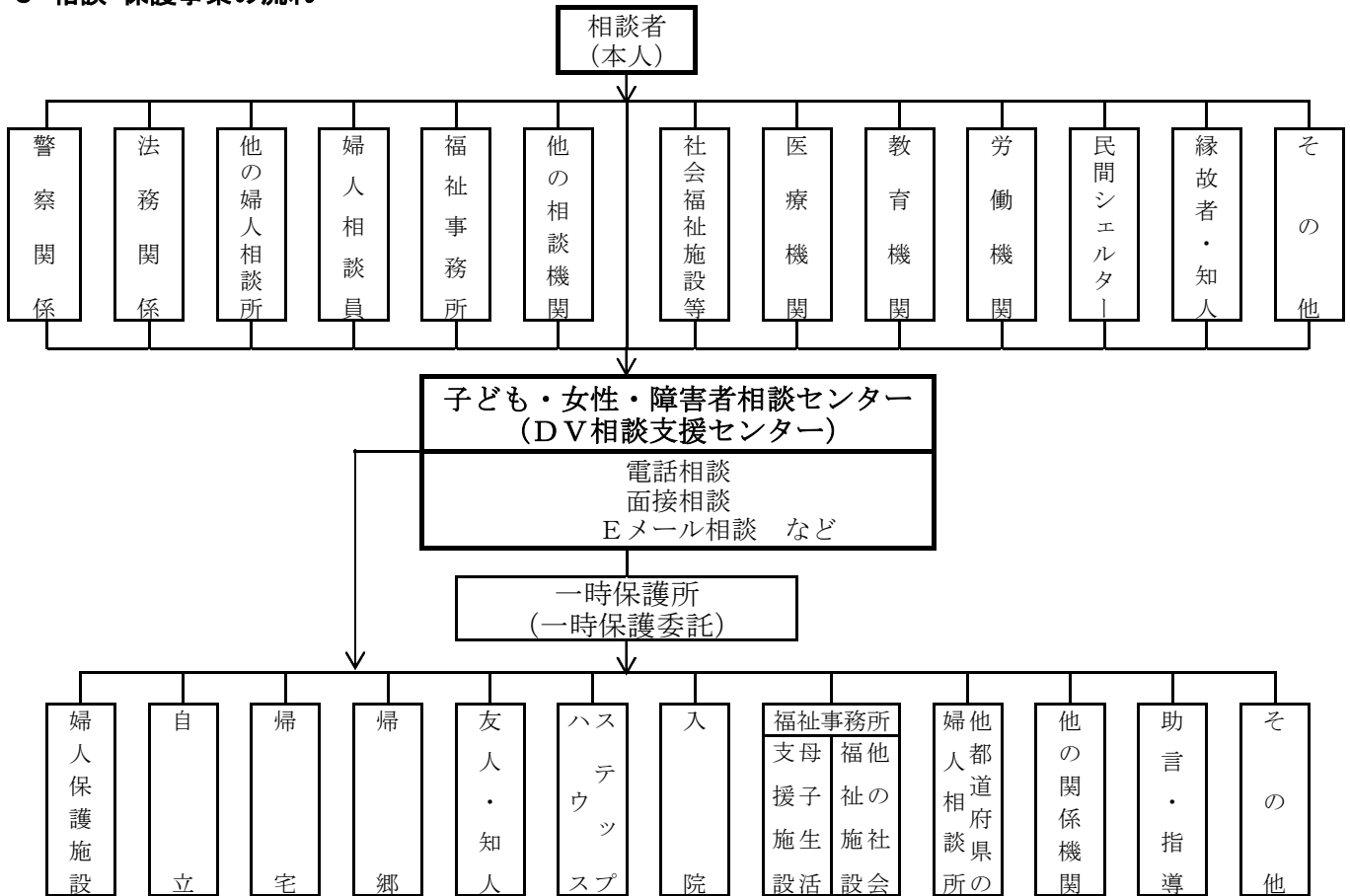
- ・ 北海道・東北六県婦人保護研究協議会
- ・ 全国婦人相談員・心理判定員研究協議会
- ・ 北海道・東北ブロック婦人相談所長会議
- ・ 全国婦人相談所長及び婦人保護主管係長研究協議会
- ・ 全国婦人保護施設長等研究協議会
- ・ 全国婦人保護施設等指導員研究協議会
- ・ 婦人相談所等指導者研修

※その他所内研修

- |             |    |
|-------------|----|
| ・ 電話相談員研修会  | 随時 |
| ・ 宿・日直専門員研修 | 随時 |



### 3 相談・保護事業の流れ



### 4 女性相談員の配置状況

#### 女性相談員の業務

女性相談員は、要保護女子及びDV被害者等の早期発見に努め、広く相談に応じ、問題解決に向けて必要な助言・指導を行う。

	配置課所の名称	電話	担当区域	人数
1	子ども・女性・障害者相談センター	018-835-9052 0120-783-251	県内全域	1
2	北福祉事務所 (北秋田地域振興局大館福祉環境部)	0186-52-3951	大館市・鹿角市・小坂町	1
3	(北秋田地域振興局鷹巣阿仁福祉環境部に駐在)	0186-62-1256	北秋田市・上小阿仁村	1
4	山本福祉事務所 (山本地域振興局福祉環境部)	0185-55-8020	能代市・藤里町・三種町・八峰町	1
5	中央福祉事務所 (秋田地域振興局福祉環境部)	018-855-5175	男鹿市・潟上市・五城目町・八郎潟町・井川町・大潟村	1
6	(由利地域振興局福祉環境部に駐在)	0184-22-4120	由利本荘市・にかほ市	1
7	南福祉事務所 (平鹿地域振興局福祉環境部)	0182-32-3294	横手市・湯沢市・羽後町・東成瀬村	1
8	(仙北地域振興局福祉環境部に駐在)	0187-63-3403	大仙市・仙北市・美郷町	1
9	秋田市子ども未来センター	018-887-5698	秋田市	2
計	県：8か所8人 市：1か所2人			10

## II 相談の状況

### 1 主訴別相談受付状況

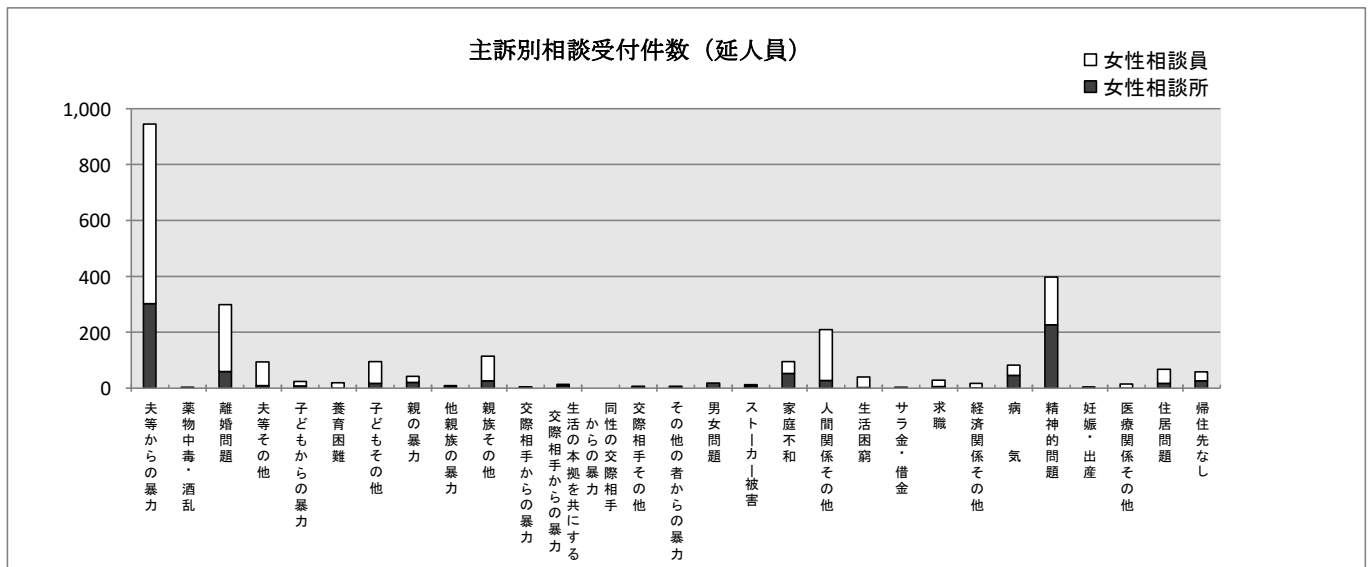
令和4年度の相談受付件数は延べ2,736件で、前年度に比べて252件、約8.4%減少している。

実人員件数あたりの相談で最も多いのは夫等からの暴力で全体の約26.9%を占めている。次いで離婚問題、精神的問題の相談件数が多くなっている。

(単位：件)

区分	主訴別	人間関係										経済関係					医療関係			住居問題	帰住先なし	年少者の性的課題	売春強要	暴力団関係者等による支配・依存	5条違反	人身取引	計										
		夫等		子ども		親族		交際相手				その他からの暴力	男女問題	ストーカー被害	家庭不和	その他の生活困窮	サラ金・借金	求職	その他									病	精神	妊娠・出産							
		夫等からの暴力	離婚問題	子どもからの暴力	養育の困難	その他の親族からの暴力	その他の暴力	交際相手からの暴力	生活の本拠を共にする交際相手からの暴力	同性の交際相手からの暴力	その他の者からの暴力																										
女性相談所	来所	70	5	3		7	1	1		1		1	2	1	1				1	2		2	4													103	
	訪問																																				
	電話	70	2	37	6	2		9	5	2	14	1	4		2	3	6	3	36	22	1	1	2		9	41	4		8	6						296	
	夜間・休日	20	1	9	4	3		9	3	1	5	2			1	1	6	2	12	2	1		2	1	1	33			2							121	
	Eメール	3								1							1	2	2						1												10
小計	163	3	51	10	8		18	16	4	20	3	5		3	5	14	7	51	27	2	1	4	1	12	76	4		12	10						530		
女性相談員	来所	106		65	17	2		12	4	1	8		1			1	17	14	7		7		2	4				7	1							276	
	訪問																																				2
	電話	90		71	31	1	13	31	9	4	50	2	2		3	1	3	18	77	6	3	7	7	18	59		5	14							525		
	小計	196		136	48	3	13	43	13	5	58	2	3		3	1	4	35	91	13	3	14	8	20	63		5	21	2							803	
計	359	3	187	58	11	13	61	29	9	78	5	8		6	6	14	11	86	118	15	4	18	9	32	139	4	5	33	12							1,333	
女性相談所	来所	173		7		4		9	1	1		1		1	3	1	1	1						1	7			6	15							232	
	訪問																																				
	電話	104	2	44	6	2		9	6	2	20	1	9		2	3	9	3	38	22	1	1	2		18	84	5		9	11						413	
	夜間・休日	21	1	9	4	3		9	4	1	6	2			1	1	7	3	12	2	1		4	1	25	136			2								255
	Eメール	5								2							1	2	3						2												15
小計	303	3	60	10	9		18	21	4	27	3	10		3	5	19	8	53	28	2	1	6	1	46	227	5		17	26							915	
女性相談員	来所	480		136	35	14		30	7	1	13		2			1	20	44	26		14		7	9			22	32								893	
	訪問																																				
	電話	162		103	49	1	20	48	15	5	75	2	2		4	2	3	23	138	12	3	9	15	30	162		15	28								926	
	小計	642		239	84	15	20	78	22	6	88	2	4		4	2	4	43	182	38	3	23	16	37	171		15	50	33								1,821
計	945	3	299	94	24	20	96	43	10	115	5	14		7	7	19	12	96	210	40	4	29	17	83	398	5	15	67	59							2,736	

(注)「5条違反」とは売春防止法第5条違反のことで、売春を目的として、勧誘、つきまとい、客待ち、又は広告等の方法により誘引すること。



## 2 経路別相談受付状況（実人員）

（単位：件）

区分		経路別	本人	警	法	教	労	他	他	福	他	社	医	縁	そ	計
			自	察	務	育	働	の	の	社	社	療	故	の		
			身	関	関	関	関	婦	婦	社	の	会	機	者	他	
			係	係	係	係	人	人	事	の	福	施	関	・		
			係	係	係	係	相	相	務	相	設	等	知	人		
			係	係	係	係	談	談	所	談	等		人			
			係	係	係	係	所	員	所	機						
			係	係	係	係	所	員	所	関						
			係	係	係	係	所	員	所							
女性相談所	来所・訪問	新規	25	8	1		1			1	3	3	1	1	1	45
		再来	34	3		1			15		2	1		1	1	58
	電 話	新規	211	9		1				2	10	2	8	13	1	257
		再来	24						15							39
	夜間・休日	新規	98								2			3		103
		再来	18													18
	Eメール相談	新規	10													10
		再来														
	小 計	新規	344	17	1	1	1			3	15	5	9	17	2	415
再来		76	3		1			30		2	1		1	1	115	
計			420	20	1	2	1		30	3	17	6	9	18	3	530
女性相談員	新規	222	2						20	11		5	12	3	275	
	再来	457	1	1			22	7	17	9		3	11		528	
	計	679	3	1			22	7	37	20		8	23	3	803	
合 計	新規	566	19	1	1	1			23	26	5	14	29	5	690	
	再来	533	4	1	1		22	37	17	11	1	3	12	1	643	
	計	1,099	23	2	2	1	22	37	40	37	6	17	41	6	1,333	
比率（％）			82.4%	1.7%	0.2%	0.2%	0.1%	1.7%	2.8%	3.0%	2.8%	0.5%	1.3%	3.1%	0.5%	

（注）比率は、小数第二位を四捨五入。よって、比率の計が100%とならない場合がある。

### （女性相談員の地域別相談受付状況）

（単位：件）

秋 田 市	新規	181							4	1		1	6	1	194
	再来	315		1			2	2	3			1	4		328
	計	496		1			2	2	7	1		2	10	1	522
北秋田地域振興局 大館福祉環境部	新規	2							1	1					4
	再来	38					2	1							41
	計	40					2	1	1	1					45
北秋田地域振興局 鷹巣阿仁福祉環境部	新規	1													1
	再来	12					1								13
	計	13					1								14
山本地域振興局 福祉環境部	新規	5							3	2			1		11
	再来	3					1			3					7
	計	8					1		3	5			1		18
秋田地域振興局 福祉環境部	新規	1											1	1	3
	再来	21					1	1							23
	計	22					1	1					1	1	26
由利地域振興局 福祉環境部	新規	11	1						4			2			18
	再来	28					3		2						33
	計	39	1				3		6			2			51
仙北地域振興局 福祉環境部	新規	2							2	3		2	1	1	11
	再来	14					10	3	2	1		1	1		32
	計	16					10	3	4	4		3	2	1	43
平鹿地域振興局 福祉環境部	新規	19	1						6	4			3		33
	再来	26	1				2		10	5		1	6		51
	計	45	2				2		16	9		1	9		84

3 年齢別・主訴別相談受付状況（実人員）

（単位：人）

区分	主訴別	人間関係																経済関係							医療関係					住居問題	帰住先なし	年少者の性的課題	売春強要	暴力による支障・被害等	5条違反	人身取引	計
		夫等			子ども		親族				交際相手				暴力	男性からの問題	ストーカー被害	家庭不和	その他	生活の困窮	借金	求職	その他	病	精神的問題	妊娠・出産	その他										
		夫等からの暴力	薬物中毒・酒乱	離婚問題	その他の	子どもの暴力	養育困難	その他	親の暴力	その他の親族からの暴力	その他の	交際相手からの暴力	生活の本拠を共にする交際相手からの暴力	同性の交際相手からの暴力														その他									
女性相談所	15歳未満																																				
	18歳未満																																				
	20歳未満													2									1		2											6	
	20歳代	23		2					7		2	1	1		1	4	4	4	3	1					3				2	3						61	
	30歳代	40		17		1			2	3		4	1		3	1	3	1	19	4					17	2			1	2						121	
	40歳代	46	1	18	4	1			5	5	2	4		1		1	2	2	12	10		3			8	21			2	3						151	
	50歳代	8		7	1				5	1	2	5		2				8	7		1			1	20				1	1						72	
	65歳未満	16	2	4	2	1			3			2						5	2			1			8				2							48	
	75歳未満	19		2	2	1			2			3	1			1		1	1	1		1		1	7				1							43	
	75歳以上	8		1	1	4			1					1		2			1	1				1					3							24	
不明	3																	1																		4	
計	163	3	51	10	8		18	16	4	20	3	5		3	5	14	7	51	27	2	1	4	1	12	76	4		12	10						530		
女性相談員	15歳未満																																				
	18歳未満																																				
	20歳未満																																				
	20歳代	33		20	9			2	4		1			2				4	2	4		1	1	2				1	2							88	
	30歳代	71		58	12		10	17	2		7	2		1			2	10	24	4		3	3	7	6			6								245	
	40歳代	55		44	11		3	17	7	2	22		3				1	19	24	2	1	1	4	6	28			1	5	1						257	
	50歳代	13		6	9			5		1	14								12		1	1		1	14			3	4							84	
	65歳未満	4		2	5						11								29	2	1			2	12									1			69
	75歳未満	14		6	2	2			2		1									1		8		2	3				3							44	
	75歳以上	5				1					1	3							1														1				12
不明	1												1		1	1																				4	
計	196		136	48	3	13	43	13	5	58	2	3		3	1		4	35	91	13	3	14	8	20	63		5	21	2						803		
合計	15歳未満																																				
	18歳未満																																				
	20歳未満																																				
	20歳代	56		22	9			2	11		3	1	1		2	1	4	4	8	5	5		1	1	2	3		1	4	3						149	
	30歳代	111		75	12	1	10	19	5		11	3		4	1	3	3	29	28	4		3	3	7	23		2		7	2						366	
	40歳代	101	1	62	15	1	3	22	12	4	26		4	1	2	3	31	34	2	1	4	4	4	14	49		1	7	4							408	
	50歳代	21		13	10			10	1	3	19		2				8	19		2	1			2	34		3	5	1							156	
	65歳未満	20	2	6	7	1			3									5	31	2	1	1		2	20			2	1							117	
	75歳未満	33		8	4	3			4		1	3	1			1				2		8	1	3	10				4							87	
	75歳以上	13		1	1	5			1		1	3												1								4					36
不明	4													1		1	2																			8	
計	359	3	187	58	11	13	61	29	9	78	5	8		6	6	14	11	86	118	15	4	18	9	32	139	4	5	33	12						1,333		

#### 4 相談の処理状況（実人員）

（単位：件）

区分	項目	受付件数	処理事項													計	指へ 導年 延度 件 中 数	訪（再 調 査 指 導 延 件 数	年度末現在 未処理人員				
			婦人保護施設 に入所	自 立	帰 宅	帰 郷	友 人 ・ 知 人	ス テ ッ プ ハ ウ ス	入 院	福 祉 事 務 所		婦 人 相 談 員 へ 移 送 ・	他 都 道 府 県 の 婦 人 相 談 所 へ 移 送 ・	他 の 関 係 機 関 へ 移 送	無 断 退 所				助 言 ・ 指 導	そ の 他	一 時 保 護	一 時 保 護 委 託 契 約 施 設	そ の 他
										母 子 生 活 支 援 施 設	他 の 社 会 福 祉 施 設												
女性相談所	来 所	103		4	5	1	1	1		4	1				84	101	232		2				
	訪 問																						
	電 話	296													296	296	413						
	夜間・休日	121													121	121	255						
	Eメール	10													10	10	15						
	計	530		4	5	1	1	1		4	1				511	528	915		2				
女性相談員	803		1		1	1			1		1			797	1	803	1,821	52					
合 計	1,333		5	5	2	2	1		5	1	1			1,308	1	1,331	2,736	52	2				
比率（%）			0.4%	0.4%	0.2%	0.2%	0.1%		0.4%	0.1%	0.1%			98.1%	0.1%								

（注1）比率は、小数第二位を四捨五入。よって、比率の計が100%とならない場合がある。

（注2）処理事項の件数には、前年度未処理人員分を含む。よって、受付件数と処理事項の計は一致しないことがある。

（注3）前年度末現在未処理人員：0件

#### 5 結婚歴有無別・子ども有無別相談受付状況（実人員）

（単位：人）

区分	結婚歴		未婚	有夫	離婚	死別	計
	子ども の有無						
女性相談所	有		9	276	45	11	341
	無		91	85	10	3	189
	計		100	361	55	14	530
女性相談員	有		8	484	166	8	666
	無		59	71	6	1	137
	計		67	555	172	9	803
合 計	有		17	760	211	19	1,007
	無		150	156	16	4	326
	計		167	916	227	23	1,333
比率（%）			12.5%	68.7%	17.0%	1.7%	

（注）比率は、小数第二位を四捨五入。よって、比率の計が100%とならない場合がある。

## 6 年度別相談の推移

### (1) 女性相談所

#### ①経路別（実人員）

(単位：人)

経路別 年度	本人 自身	警 察 関 係	法 務 関 係	教 育 関 係	労 働 関 係	他 の 婦 人 相 談 所	他 の 婦 人 相 談 員	福 祉 事 務 所	他 の 相 談 機 関	社 会 福 祉 施 設 等	医 療 機 関	縁 故 者 ・ 知 人	そ の 他	計
平成25年度	561	57	10	1		2	13	53	23	4	7	46	1	778
平成26年度	576	34	3			1	22	13	28	8	5	29	1	720
平成27年度	565	25	3	1			30	16	21	6	9	38	5	719
平成28年度	565	28	4	2		1	14	18	43	1	7	12	3	698
平成29年度	583	18	1	1			24	15	20	10	5	18	3	698
平成30年度	639	30	2	1			36	17	19	7	5	15	1	772
令和元年度	574	26	2	1		2	39	10	30	5	4	15		708
令和2年度	473	15	2				32	3	35	7	9	20	2	598
令和3年度	449	19					25	12	21	8	3	8	2	547
令和4年度	420	20	1	2	1		30	3	17	6	9	18	3	530

②主訴別

(単位：件)

主訴別		年度		平成	平成	平成	平成	平成	平成	令和	令和	令和	令和
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		
人間関係	夫等の暴力	実人員	218	191	175	180	188	187	150	137	121	163	
		延件数	451	411	414	284	293	300	309	224	214	303	
	薬物中毒・酒乱	実人員	3	1	3	4	1	6	3	1	3	3	
		延件数	4	1	4	5	1	7	3	1	4	3	
	離婚問題	実人員	123	110	134	106	94	100	92	74	73	51	
		延件数	161	157	185	123	109	112	119	104	105	60	
	その他	実人員	11	14	9	18	12	15	8	15	14	10	
		延件数	11	14	10	19	12	15	8	16	14	10	
	子どもからの暴力	実人員	21	15	16	18	15	7	12	10	14	8	
		延件数	33	23	19	28	20	9	19	13	14	9	
	養育困難	実人員	11	4	2	7	3	3	9	3			
		延件数	13	4	2	7	9	5	11	3			
	その他	実人員	7	17	11	27	23	16	28	18	13	18	
		延件数	9	19	12	27	23	17	30	18	15	18	
	親の暴力	実人員	13	13	13	14	19	16	26	24	26	16	
		延件数	20	18	24	18	26	22	44	28	39	21	
	その他の親族からの暴力	実人員	4	3	7	7	4	8	2	12	5	4	
		延件数	9	3	7	8	5	19	2	14	5	4	
	その他	実人員	12	13	12	25	34	51	34	35	15	20	
		延件数	12	14	13	25	37	56	37	36	18	27	
交際相手からの暴力	実人員	24	18	11	10	9	6	13	6	4	3		
	延件数	31	26	19	28	14	9	17	11	4	3		
生活の本拠を共にする交際相手からの暴力	実人員		5	17	3	8	5	11	6	9	5		
	延件数		5	41	3	11	6	15	10	15	10		
同性の交際相手からの暴力	実人員												
	延件数												
その他	実人員	1	5	1	3	4	3	5	2	3	3		
	延件数	1	6	1	3	4	3	7	2	3	3		
その他の者からの暴力	実人員	2	11	9	4	3	7	6	1	4	5		
	延件数	2	27	12	7	4	9	6	2	5	5		
男女問題	実人員	15	9	15	10	19	30	13	13	10	14		
	延件数	18	9	18	10	24	43	16	14	10	19		
ストーカー被害	実人員	15	16	11	3	5	16	1	4	3	7		
	延件数	23	32	12	3	5	21	1	4	3	8		
家庭不和	実人員	89	71	88	81	74	56	74	55	64	51		
	延件数	101	83	114	100	88	66	87	61	72	53		
その他	実人員	45	47	25	33	30	35	31	22	19	27		
	延件数	47	80	35	35	36	44	37	23	22	28		
生活困窮	実人員	16	15	9	7	6	14	7	5	1	2		
	延件数	19	19	12	7	7	28	8	6	1	2		
サラ金・借金	実人員	2	4	1	1	4	2	4	3	1	1		
	延件数	2	4	1	1	4	2	5	3	1	1		
求職	実人員	15	11	10	9	7	12	17	14	8	4		
	延件数	15	22	11	9	8	17	18	16	8	6		
その他	実人員	2	3	4	3	1	5	4	11	2	1		
	延件数	2	3	4	3	1	5	4	11	2	1		
病	実人員	4	2	6	4	3	5	5	3	3	12		
	延件数	5	2	7	8	3	5	5	3	4	46		
精神的問題	実人員	100	95	93	92	102	117	112	78	106	76		
	延件数	423	478	677	612	505	328	299	399	508	227		
妊娠・出産	実人員	4	6	6		3	2	5	5	5	4		
	延件数	5	12	7		3	3	5	10	6	5		
その他	実人員		2		2	2	5		10	1			
	延件数		2		2	2	7		10	1			
住居問題	実人員	7	12	16	9	7	18	9	13	7	12		
	延件数	11	18	25	9	9	23	9	17	13	17		
帰住先なし	実人員	13	6	14	14	15	24	25	18	13	10		
	延件数	29	11	28	49	47	50	103	38	25	26		
年少者の性的課題	実人員	1	1	1	4	3	1	1					
	延件数	2	1	1	22	24	4	19					
売春強要	実人員							1					
	延件数							2					
暴力団関係者等による支配・依存	実人員												
	延件数												
5条違反	実人員												
	延件数												
人身取引	実人員												
	延件数												
計	実人員	778	720	719	698	698	772	708	598	547	530		
	延件数	1,459	1,504	1,715	1,455	1,334	1,235	1,245	1,097	1,131	915		

(注) 「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力」は平成26年度から計上

③処理別

(単位：件)

処理別 年度	受付 件数	処 理 事 項														計	延(年度 件中)指 数導	指(再掲) 導延訪 問調 査数	年度末現在 未処理人員				
		入 婦 人 保 護 施 設 所 に 立 宅 郷 友 人 ・ 知 人	自 立 宅 郷	婦 人 保 護 施 設 所 に 立 宅 郷	友 人 ・ 知 人	ス テ ッ プ ハ ウ ス	入 院	福 祉 事 務 所		相 婦 人 相 談 員 へ 移 送 人	所 他 都 道 府 県 の 婦 人 相 談 員 へ 移 送	他 の 関 係 機 関 へ 移 送	無 断 退 所	施 一 時 保 護 委 託 契 約	助 言 ・ 指 導				そ の 他	延(年度 件中)指 数導	指(再掲) 導延訪 問調 査数	一	そ の 他
								母 子 生 活 支 援 施 設	他 の 社 会 福 祉 施 設													一 時 保 護 委 託 契 約	そ の 他
平成25年度	778	2	9	17	24	2		1	3	3					717	2	780	1,411		2			
	(570)		(1)	(4)	(4)				(2)	(1)					(558)		(570)	(1,004)					
平成26年度	720	2	9	7	9	2		1	1	1					687	2	721	1,504		1			
	(521)		(2)	(1)	(2)										(516)		(521)	(1,024)					
平成27年度	719	1	2	5	8			2	2						697	1	718	1,715		2			
	(537)				(1)										(536)		(537)	(1,233)					
平成28年度	698	4	8	6	7	2	2	1	4			1			663		698	1,455		2			
	(518)		(1)		(1)										(514)		(516)	(1,083)					
平成29年度	698	1	6	4	5		1		5	1		1			673	2	699	1,333		1			
	(530)		(1)		(1)				(4)						(525)		(531)	(993)					
平成30年度	772	2	4	5	6		1	2	1	1					748		770	1,235	3	3			
	(589)														(589)		(589)	(902)					
令和元年度	708	1	2	5	8	1			5						687	1	710	1,245	5	1			
	(558)								(1)						(557)		(558)	(837)	(1)				
令和2年度	598		3	2	10				3						576	3	597	1,097	1	2			
	(458)														(458)		(458)	(828)					
令和3年度	547	1	3	4	3	1	3		3	3					527	1	549	1,131	3				
	(434)														(434)		(434)	(881)					
令和4年度	530		4	5	1	1	1		5	1					510		528	915		2			
	(417)														(417)		(417)	(668)					

(注1) 下段( )内は電話受付で再掲

(注2) 処理事項の件数には、前年度未処理人員分を含む。よって、受付件数と処理事項の計は一致しないことがある。

(注3) 前年度末現在未処理人員：0件



(2) 女性相談員

①経路別（実人員）

(単位：人)

経路別 年度	本人 自身	警 察 関 係	法 務 関 係	教 育 機 関	労 働 関 係	他 の 婦 人 相 談 所	他 の 婦 人 相 談 員	福 祉 事 務 所	他 の 相 談 機 関	社 会 福 祉 施 設 等	医 療 機 関	縁 故 者 ・ 知 人	そ の 他	計
平成25年度	769	22	2	1		47	13	102	73	9	9	27	1	1,075
平成26年度	609	14	3	1		24	16	70	43	4	11	32	1	828
平成27年度	706	7	2	1		13	12	65	30	1	12	26		875
平成28年度	672	12	1	3		27	9	65	30		1	17	1	838
平成29年度	643	8	3			7	3	60	21	3	9	12	9	778
平成30年度	653	13	2			7	4	55	33	2	23	18	1	811
令和元年度	721	4	1	1		13	11	31	45	11	10	30	3	881
令和2年度	765	3				15	12	38	42	13	13	13	2	916
令和3年度	774	5	1			10	7	35	25		8	29	6	900
令和4年度	679	3	1			22	7	37	20		8	23	3	803

②主訴別

(単位：件)

主訴別			年度				令和						
			平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	
人 間 関 係	夫等	夫等の暴力	実人員 322	252	288	206	192	183	190	222	195	196	
		延件数	1,474	741	769	591	551	586	695	577	521	642	
		薬物中毒・酒乱	実人員 2	1	1	2				1	1		
		延件数	3	3	1	3				5	2		
		離婚問題	実人員 175	124	142	179	150	158	202	144	128	136	
	延件数	377	352	297	347	349	408	518	268	208	239		
	その他	実人員 12	11	14	26	23	22	33	38	76	48		
	延件数	26	17	32	56	68	88	73	74	138	84		
	子ども	子どもからの暴力	実人員 5	8	4	6	4	3	3	1	1	3	
		延件数	26	22	5	13	5	5	8	1	3	15	
		養育困難	実人員 14	5	5	8	3	3	2	6	16	13	
	延件数	35	7	10	20	4	4	7	6	23	20		
	その他	実人員 118	110	76	75	62	56	65	37	36	43		
	延件数	161	145	118	93	80	75	117	64	41	78		
	親族	親の暴力	実人員 4	8	11	12	12	10	11	12	10	13	
		延件数	14	18	25	18	42	38	20	59	14	22	
		その他の親族からの暴力	実人員 6	11	8	10	3	7	11	7	6	5	
	延件数	7	27	15	21	7	32	25	12	7	6		
	その他	実人員 25	20	31	16	36	28	37	33	29	58		
	延件数	59	48	68	33	54	64	44	61	46	88		
交際相手	交際相手からの暴力	実人員 12	5	4	2	3	6	5	5	2	2		
	延件数	29	22	6	7	10	16	6	8	8	2		
	生活の本拠を共にする交際相手からの暴力	実人員 1	11	6	1	2	7	6	1	3			
	延件数	3	28	12	2	9	83	15	21	4			
	同性の交際相手からの暴力	実人員 1											
	延件数	1											
	その他	実人員 4	2	6	4	2	4	1	5	3			
	延件数	5	3	14	5	2	6	2	7	4			
	その他の者からの暴力	実人員 1	6			1	1		2	1	1		
	延件数	1	15			1	1		5	1	2		
男女問題	実人員 8	2	3	3	7	16	4	9	5				
延件数	36	2	4	3	13	49	5	20	8				
ストーカー被害	実人員 2	2	1		1			1		4			
延件数	6	27	1		1			2		4			
家庭不和	実人員 88	38	37	51	43	58	44	81	52	35			
延件数	126	68	45	66	96	106	61	119	86	43			
その他	実人員 29	30	53	38	63	52	107	117	126	91			
延件数	67	68	130	126	149	139	251	218	236	182			
経済関係	生活困窮	実人員 23	12	11	5	10	13	11	6	10	13		
	延件数	48	17	31	9	20	40	21	6	32	38		
	サラ金・借金	実人員 6	2		8	3	3	5		1	3		
	延件数	10	2		10	6	4	13		1	3		
求職	実人員 14	13	20	10	18	14	10	11	18	14			
延件数	23	16	35	12	28	30	22	43	42	23			
その他	実人員 8	1	10	7	5	11	2	14	9	8			
延件数	26	2	29	14	17	18	5	25	19	16			
医療関係	病	実人員 20	5	13	5	10	20	17	27	28	20		
	延件数	110	5	18	9	31	39	33	47	58	37		
	精神的問題	実人員 144	138	106	118	108	113	94	113	107	63		
	延件数	241	302	304	360	265	365	307	329	236	171		
妊娠・出産	実人員 6	7	3	5	1	4	1	3	5				
延件数	16	34	9	5	2	4	1	7	8				
その他	実人員 1	1	2	2		4		6	11	5			
延件数	1	1	2	2		4		12	23	15			
住居問題	実人員 20	13	13	28	17	19	18	13	18	21			
延件数	270	35	41	44	44	58	74	35	47	50			
帰住先なし	実人員 5		1	6		1		1	4	2			
延件数	29		1	45		1		2	23	33			
年少者の性的課題	実人員 1		1										
延件数			1										
売春強要	実人員 1												
延件数													
暴力団関係者等 による支配・依	実人員 1												
延件数													
5条違反	実人員 1												
延件数													
人身取引	実人員 1												
延件数													
計	実人員 1,075	828	875	838	778	811	881	916	900	803			
延件数	3,227	2,002	2,039	1,924	1,847	2,189	2,396	2,017	1,857	1,821			

(注) 「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力」は平成26年度から計上

③処理別

(単位：件)

処理別 年度	受付件数	処 理 事 項														計	延(年度中)指導数	指(再掲)延訪問調査数	年度末現在未処理人員			
		入 婦 人 保 護 施 設 所 に	自 立	帰 宅	帰 郷	友 人 ・ 知 人	ス テ ッ プ ハ ウ ス	入 院	福祉事務所		相 婦 人 相 談 員 へ 移 送 人	他 都 道 府 県 の 婦 人 相 談 員 へ 移 送	他 の 関 係 機 関 へ 移 送	無 断 退 所	施 一 時 保 護 委 託 契 約 設 約				助 言 ・ 指 導	そ の 他	一 時 保 護	そ の 他
									母 子 生 活 支 援 施 設	他 の 社 会 福 祉 施 設												
平成25年度	1,075			1	1					1	7		2			1,062	1	1,075	3,227	37		
平成26年度	828		2						1		4					816	5	828	2,002	16		
平成27年度	875		1	1	5						7					861		875	2,039	2		
平成28年度	838		1		1				2		3	1				823	7	838	1,924	25		
平成29年度	778				1						2					759	16	778	1,847	6		
平成30年度	811		1	1					1		3					794	11	811	2,189	43		
令和元年度	881		3				1		1		8	1				863	4	881	2,396	40		
令和2年度	916		1	1	3				2		4					902	1	914	2,017	44		2
令和3年度	900		2	1							2		1			894	2	915	1,857	23		
令和4年度	803		1		1	1			1		1					797	1	803	1,821	52		

## 7 医学的判定・心理学的判定の状況

医学的判定 : 嘱託医(精神科)、職員同行による精神科・婦人科受診等により医学的側面から診断し、今後の必要な措置について検討する。

心理学的判定 : 心理職員が面接や心理的諸検査を行い、心理特性及びその問題を生み出した状況を把握し、必要に応じてカウンセリング等を行う。

### 令和4年度 医学的・心理学的判定実施状況

(単位:件)

項目		主訴別	人間関係			帰宅先なし	計	
			夫等	子ども	親族			
			夫等からの暴力	子どもからの暴力	親の暴力			
来所・出張	心理	カウンセリング等	1 (1)		1 (10)		2 (11)	
		心理検査	1 (1)				1 (1)	
一時保護	医学	実人員	16	1	2	1	20	
		精神科	1 (1)		1 (1)		2 (2)	
			産婦人科					
		その他	6 (11)		1 (1)	3 (3)	10 (15)	
	心理	カウンセリング等	1 (3)		1 (4)		2 (7)	
		心理検査	実人員	1		1		2
			知能検査					
			性格検査			3		3
			その他の心理検査	2		3		5
		同伴児面接	4 (20)					4 (20)
同伴児心理検査								

(注1) ( )は延件数

(注2) 一時保護の実人員には一時保護委託を含む。

(注3) 主訴については、実績のあったもののみ計上。

### Ⅲ 一時保護の状況

令和4年度の一時保護対象者は20人で、保護延べ日数は202日であった。そのうち、DV被害者が16人で全体の80.0%を占めている。

主訴別では、夫等の暴力が16人(80.0%)、親からの暴力が2人(10.0%)、帰住先なし1人(5.0%)等であった。

また、同伴児は乳幼児7人、小中学生5人、同伴者は1人であった。

退所後の行先は、母子生活支援施設、帰宅、自立、帰郷等である。

#### 1 一時保護の実績

(単位：人)

内 訳 年 度	保 護 対 象 者	同 伴 児 ・ 者				計	合 計	備 考
		就学開始 ～18歳未満	幼 児	乳 児	そ の 他			
平成25年度	62 (777)	16 (193)	32 (409)	4 (49)	1 (4)	53 (655)	115 (1,432)	女性相談所では、他に児童福祉法第33条に基づく一時保護で児童1人(6日)の保護を受託。
女性相談所	48 (656)	11 (150)	24 (322)	2 (27)		37 (499)	85 (1,155)	
一時保護委託	14 (121)	5 (43)	8 (87)	2 (22)	1 (4)	16 (156)	30 (277)	
平成26年度	34 (439)	7 (105)	9 (82)	3 (46)	2 (20)	21 (253)	55 (692)	
女性相談所	29 (405)	6 (101)	6 (64)	2 (41)	2 (20)	16 (226)	45 (631)	
一時保護委託	5 (34)	1 (4)	3 (18)	1 (5)		5 (27)	10 (61)	
平成27年度	24 (227)	11 (51)	12 (156)	1 (12)		24 (219)	48 (446)	女性相談所一時保護から一時保護委託となった1名(同伴児2名)については、女相と委託の実人員にそれぞれ計上。保護対象実人員は24名(同伴児・者24名)。
女性相談所	21 (216)	5 (42)	12 (154)	1 (10)		18 (206)	39 (422)	
一時保護委託	4 (11)	6 (9)	1 (2)	1 (2)		8 (13)	12 (24)	
平成28年度	37 (704)	13 (201)	18 (326)			31 (527)	68 (1,231)	一時保護委託から女性相談所一時保護となった1名については、女相と委託の実人員にそれぞれ計上。保護対象実人員は37名。
女性相談所	34 (646)	12 (187)	14 (266)			26 (453)	60 (1,099)	
一時保護委託	4 (58)	1 (14)	4 (60)			5 (74)	9 (132)	
平成29年度	27 (543)	9 (82)	10 (59)	1 (64)	3 (39)	23 (244)	50 (787)	女性相談所では、他に児童福祉法第33条に基づく一時保護で児童1人(1日)の保護を受託。
女性相談所	21 (477)	4 (52)	8 (45)	1 (64)	2 (32)	15 (193)	36 (670)	
一時保護委託	6 (66)	5 (30)	2 (14)		1 (7)	8 (51)	14 (117)	
平成30年度	25 (339)	2 (7)	6 (71)	2 (44)		10 (122)	35 (461)	一時保護委託から女性相談所一時保護となった1名については、女相と委託の実人員にそれぞれ計上。保護対象実人員は25名。
女性相談所	21 (261)	2 (7)	4 (40)	1 (29)		7 (76)	28 (337)	
一時保護委託	5 (78)		2 (31)	1 (15)		3 (46)	8 (124)	
令和元年度	23 (266)	10 (127)	12 (156)	4 (60)		26 (343)	49 (609)	一時保護委託から女性相談所一時保護となった2名については、女相と委託の実人員にそれぞれ計上。保護対象実人員は23名。 他に児童福祉法第33条に基づく一時保護で児童2人(128日)の保護を受託。
女性相談所	16 (168)	2 (33)	6 (80)	1 (25)		9 (138)	25 (306)	
一時保護委託	9 (98)	8 (94)	6 (76)	3 (35)		17 (205)	26 (303)	
令和2年度	21 (252)	6 (77)	8 (102)	5 (95)		19 (274)	40 (526)	女性相談所では、他に児童福祉法第33条に基づく一時保護で児童1人(4日)の保護を受託。
女性相談所	13 (147)	2 (24)	4 (50)	4 (61)		10 (135)	23 (282)	
一時保護委託	8 (105)	4 (53)	4 (52)	1 (34)		9 (139)	17 (244)	
令和3年度	21 (230)	3 (32)	5 (54)	1 (7)		9 (93)	30 (323)	
女性相談所	15 (153)	1 (2)	1 (2)			2 (4)	17 (157)	
一時保護委託	6 (77)	2 (30)	4 (52)	1 (7)		7 (89)	13 (166)	
令和4年度	20 (202)	5 (54)	7 (103)		1 (7)	13 (164)	33 (366)	一時保護委託から女性相談所一時保護となった1名及び女性相談所から一時保護委託となった1名(同伴児2名)については、女相と委託の実人員にそれぞれ計上。保護対象実人員は20名(同伴児12名)
女性相談所	12 (96)	2 (22)	4 (56)			6 (78)	18 (174)	
一時保護委託	10 (106)	4 (32)	4 (47)		1 (7)	9 (86)	19 (192)	

(注1) 女性相談所は女性相談所一時保護所での保護

(注2) 上段は実人員。下段( )は保護日数

(注3) 保護対象者及び同伴児・者の実人員合計について、女性相談所一時保護と一時保護委託を連続して行った場合は、1件で計上

2 経路別

(単位：件)

経路別 年度	本人 自身	警 察 関 係	法 務 関 係	教 育 関 係	労 働 関 係	相 他 の 談 婦 所 人	相 他 の 談 婦 員 人	福 祉 事 務 所	機 他 の 相 関 談	施 社 会 福 等 社	医 療 機 関	知 縁 故 者 人・ 他	そ の 他	計
	平成25年度	8	34	5				1	12	1		1		
平成26年度	11	14					1	5	2	1				34
平成27年度	7	9					1	6	1					24
平成28年度	8	15					1	8	3		1	1		37
平成29年度	2	10						8	4	2			1	27
平成30年度	6	13						5			1			25
令和元年度	5	10					2	4	2					23
令和2年度	3	8					5	4	1					21
令和3年度	4	10					3	4						21
令和4年度	3	10					4	1			1		1	20

3 主訴別

(単位：件)

主訴別 年度	人 間 関 係										経済関係				医療関係				住 居 先 の 問 題	帰 住 先 な し	年 少 者 の 性 的 課 題	売 春 強 要	に 暴 力 支 配 ・ 依 存 等	5 人 身 取 引	人 身 計				
	夫等		子ども		親族		交際相手		その 他	男 女 の 問 題	ス ト ー カ ー 被 害 者	家 庭 不 和	そ の 他	生 活 困 窮	サ ラ 金 ・ 借 金	求 職 の 他	病 精 神 的 問 題	妊 娠 ・ 出 産								そ の 他			
	夫 等 の 暴 力	酒 乱 ・ 薬 物 中 毒 問 題	離 婚 の 他	そ の 他	子 ど も か ら の 暴 力	養 育 困 難 の 他	親 の 暴 力	そ の 他 の 親 族 か ら の 暴 力																			そ の 他	交 際 相 手 か ら の 暴 力	生 活 の 本 拠 を 共 に す る 交 際 相 手 か ら の 暴 力
平成25年度	42	2	7					3			1											7							62
平成26年度	24	2	1		1			1		2	2		1																34
平成27年度	15	2	1		1			4														1							24
平成28年度	22	3	3		1			1			3											3	1						37
平成29年度	17					1		2	1			1										4	1						27
平成30年度	11	1				1				1	2	2										7							25
令和元年度	18					2		1														2							23
令和2年度	12		1		1	2		1	2													2							21
令和3年度	10		1		4			1	1			1										3							21
令和4年度	16		1		2																	1							20

(注) 「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力」は平成26年度から計上

#### 4 処理別

(単位：件)

項目 年度	婦人保護施設に入所	へ 自 立 (アパート等)	帰 郷 親 族 (実家・生家・)	友人・知人宅	自 費 で 利 用 で 可 能 な ハ ウ ス 等	病 院 へ 入 院	他 の 婦 人 相 談 所 へ	民 間 団 体 へ	福祉事務所		入 国 管 理 局	大 使 館	帰 国	無 断 退 所	一 時 保 護 委 託 施 設 等	そ の 他	計	年 度 未 処 理 件 数
									施 設 入 所	施 設 入 所								
平成25年度	2	8	16	20	1	1			4	3			5				60	2
平成26年度	2	9	7	10	1	1			1	1						1	33	1
平成27年度	1	2	5	9		3			2								22	2
平成28年度	4	8	6	7	2	2	1		4							1	35	2
平成29年度	1	6	4	5		1			5	1						3	26	1
平成30年度	2	4	5	6		1	2		1	1							22	3
令和元年度	1	2	5	8	1				5								22	1
令和2年度		3	3	9					3							1	19	2
令和3年度	1	3	4	3		3			3	3				1			21	
令和4年度		4	5	1	1	1			5	1							18	2

(注) 「年度未処理件数」は「計」に含まない。

#### 5 年齢別

(単位：件)

区分 年度	18歳未満	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明	計
平成25年度		3	14	21	9	5	10		62
平成26年度			6	7	5	5	11		34
平成27年度			7	7	5	2	2	1	24
平成28年度	3		5	9	9	3	8		37
平成29年度	2		8	4	6	3	4		27

(単位：件)

区分 年度	15歳未満	18歳未満	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	65歳未満	75歳未満	75歳以上	不明	計
平成30年度			2	7	8	3	1		3	1		25
令和元年度			2	3	9	3	2	2		2		23
令和2年度			1	5	7	2	2	1	3			21
令和3年度			3	4	4	2	2		4	2		21
令和4年度				3	3	6		3	4	1		20

(注)平成30年度から「年齢」の区分が変更になった。

(単位：件)

区分 年度	15歳 未満	18歳 未満	20歳 未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	65歳 未満	75歳 未満	75歳 以上	不明	計
平成30年度			2	7	8	3	1		3	1		25
令和元年度			2	3	9	3	2	2		2		23
令和2年度			1	5	7	2	2	1	3			21
令和3年度			3	4	4	2	2		4	2		21
令和4年度				3	3	6		3	4	1		20

(注)平成30年度から「年齢」の区分が変更になった。



6 地域別

(単位：人)

地域 年度	秋田市	大館市	小坂町	鹿角市	北秋田市	上小阿仁村	能代市	藤里町	三種町	八峰町	男鹿市	五城目町	八郎潟町	井川町	大瀧村	由利本荘市	にかほ市	大仙市	仙北町	美郷町	横手市	湯沢市	東成瀬村	羽後町	他県	外国	その他	計
	平成25年度	27		3		2		3					11						4		2		2		8			
平成26年度	19		1		2		1					3				1		1				1		5				34
平成27年度	12		1		1		2					4						1		2						1	24	
平成28年度	20		2		1		1					5				4		1				1		2				37
平成29年度	13		2				2					2				1				1		3		3				27
平成30年度	11				2		1					4						2				1		4				25
令和元年度	9		2				3					2						1		2		2		2				23
令和2年度	6		2		2		3					1						1		1		1		4				21
令和3年度	12		3									1								3		1		1				21
令和4年度	8		2		3							3						2		1				1				20

(注) その他は住所不定者

7 令和4年度入所期間別人員の内訳

期間 入所者別	1～5日		6～10日		11～15日		16日～20日		21日～31日		31日以上		計		平均入所 日数(b/a)
	人員	延日数	人員	延日数	人員	延日数	人員	延日数	人員	延日数	人員	延日数	人員 (a)	延日数 (b)	
入所者総数	6	21	3	20	9	123	1	17	1	21			20	202	10.1
配意官者等からの暴力被害女性(再掲)	4	13	3	20	9	123							16	156	9.8
上記以外の者(再掲)	2	8					1	17	1	21			4	46	11.5
同伴児・者	乳児														
	幼児					5	69	2	34				7	103	14.7
	小学生			2	13	3	41						5	54	10.8
	中学生														
	義務教育終了児														
	18歳以上			1	7									1	7
計			3	20	8	110	2	34					13	164	12.6

## IV 配偶者暴力相談支援センターの概要

### 1 配偶者暴力相談支援センターの設置状況

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第3条に基づき、平成14年度に設置された。主な業務内容及び現在の設置状況は次のとおりである。

#### ①業務内容

- ・相談及び相談機関の紹介
- ・心理相談、その他必要な指導（※）
- ・被害者及びその同伴家族の一時保護（※）
- ・自立生活を促進するための情報提供、その他の援助
- ・保護命令制度の利用についての情報提供、その他の援助
- ・被害者を居住させ、保護する施設の利用についての情報提供、その他の援助

（※）は、子ども・女性・障害者相談センターのみの業務内容

#### ②配偶者暴力相談支援センター一覧

所在地	電話番号 FAX番号		相談業務 日時	女性相談員の 配置				
秋田県子ども・女性・障害者 相談センター 〒010-0864 秋田市手形住吉町3-6	女性 ダイヤル 相談	018-835-9052	(来所相談) 月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始除く)  (電話相談) 月～金 8:30～21:00 土日祝日 9:00～18:00 (年末年始除く)	○				
		0120-783-251						
	FAX	018-838-5110						
	E-mail	jyosou @mail2.pref.akita.jp						
秋田県北福祉事務所 〒018-5601 大館市十二所字平内新田237-1	電話	0186-52-3951	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始除く)	○				
	FAX	0186-52-3911						
秋田県山本福祉事務所 〒016-0815 能代市御指南町1-10	電話	0185-55-8020		月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始除く)	○			
	FAX	0185-53-4114						
秋田県中央福祉事務所 〒018-1402 潟上市昭和乱橋字古開172-1	電話	018-855-5175			月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始除く)	○		
	FAX	018-855-5160						
秋田県南福祉事務所 〒013-8503 横手市旭川一丁目3-46	電話	0182-32-3294				月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始除く)	○	
	FAX	0182-32-3389						
秋田県中央男女共同参画 センター (ハーモニー相談室) 〒010-0001 秋田市中通二丁目3-8	電話	018-836-7846					(電話相談・面接相談) 月～土 10:00～17:00 (祝日・年末年始除く)	
	FAX	018-836-7854						
	E-mail	harmonysoudan @siren.ocn.ne.jp						

## 2 配偶者暴力相談支援センターの相談受付状況（延人員）

### （1）相談件数

（単位：件）

区分 年度	合計 (A)	女性	男性	合計 (B)	加害者との関係						
					配偶者			離婚済	生活の本拠を共にする		
					届出あり	届出なし	届出有無不明		交際相手	元交際相手	
平成25年度	1,022	1,020	2	1,022	814	67	1	139	1		
平成26年度	922	914	8	922	737	24	5	141	12	3	
平成27年度	844	839	5	844	696	12	2	110	21	3	
平成28年度	664	660	4	664	587	1		63	10	3	
平成29年度	606	602	4	606	535	11		54	6		
平成30年度	649	638	11	649	554	4		77	14		
令和元年度	933	926	7	933	717	35		104	52	25	
令和2年度	674	661	13	674	544	3		94	15	18	
令和3年度	916	914	2	916	794	5		89	28		
令和4年度	676	663	13	676	587	22		61	3	3	
内訳	来所	314	310	4		263	18		30	2	1
	電話	344	337	7		307	4		30	1	2
	その他	18	16	2		17			1		

（注）「生活の本拠を共にする」の事項は平成25年度（平成26年1月）から

### （2）各配偶者暴力相談支援センター別相談件数

（単位：件）

区分 年度	女性 相談所	北福祉 事務所	山本福祉 事務所	中央福祉 事務所	南福祉 事務所	中央男女 共同参画 センター	合計
平成25年度	265	110	40	259	224	124	1,022
平成26年度	359	86	18	136	174	149	922
平成27年度	392	67	39	105	121	120	844
平成28年度	253	71	24	128	103	85	664
平成29年度	236	74	20	95	103	78	606
平成30年度	235	66	35	77	135	101	649
令和元年度	255	127	23	91	304	133	933
令和2年度	211	70	24	54	164	151	674
令和3年度	452	66	20	77	155	146	916
令和4年度	234	51	11	41	136	203	676
内訳	来所	93	43	5	15	81	314
	電話	136	8	6	26	55	344
	その他	5					13

## (3) DV防止法に基づく対応等

(単位：件)

年度	区分	女性 相談所	北福祉 事務所	山本福祉 事務所	中央福祉 事務所	南福祉 事務所	中央男女 共同参画 センター	合計
		平成25年度	14条2項	20	2	2	3	5
	14条3項							
	6条通報	32		1	14	3	9	59
平成26年度	14条2項	18	3	1		2		24
	14条3項							
	6条通報	33			4	1		38
平成27年度	14条2項	11		2		2		15
	14条3項							
	6条通報	33					3	36
平成28年度	14条2項	1	2	1				4
	14条3項							
	6条通報	17				3	4	24
平成29年度	14条2項	8	1	1		3		13
	14条3項							
	6条通報	17				3		20
平成30年度	14条2項	1	1	3		2		7
	14条3項							
	6条通報	20				2	4	26
令和元年度	14条2項	4		2				6
	14条3項							
	6条通報	24	1			2	14	41
令和2年度	14条2項	2	1	1		2		6
	14条3項							
	6条通報	28	5	1			7	41
令和3年度	14条2項	2	1					3
	14条3項							
	6条通報	13	1				18	32
令和4年度	14条2項	2				1		3
	14条3項							
	6条通報	28				1	11	40

(注)「DV防止法」とは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」をいう。

「14条第2項」は、保護命令申立に伴う裁判所への書面提出

「14条第3項」は、保護命令申立に伴う提出書面に関する裁判所への更なる説明

「6条通報」は、配偶者からの暴力を受けている者を発見した者による通報

(4) 日本語が十分に話せない被害者からの相談件数

(単位:件)

区分 年度	合計 (A)			合計 (B)											
	女性	男性		英語	スペイン語	タイ語	タガログ語	韓国語	中国語	ロシア語	インドネシア語	ピコル語	ウクライナ語	ネパール語	
平成25年度	30	30		30	9			1	2	3	15				
平成26年度	7	7		7	6			1							
平成27年度	6	6		6				6							
平成28年度	4	4		4	1						3				
平成29年度	14	14		14	1			10		2		1			
平成30年度	8	8		8				5		3					
令和元年度	23	23		23				6		2				15	
令和2年度	3	3		3				1		1					1
令和3年度	1	1		1				1							
令和4年度	0	0		0											
内訳	来所														
	電話														
	その他														

(5) 障害を持つ被害者からの相談件数

(単位:件)

区分 年度	合計 (A)			合計 (B)	身体障害						その他の障害	
	女性	男性		知的・精神障害	小計	身体障害				その他の身体障害		
						視覚障害	聴覚・平衡機能の障害	音声・言語等・そしゃく機能の障害	肢体不自由			
平成25年度	59	59		59	57	2	1			1		
平成26年度	22	22		22	22							
平成27年度	36	35	1	36	34	2		2				
平成28年度	30	30		30	28	2				1	1	
平成29年度	13	13		13	13							
平成30年度	26	26		26	25	1				1		
令和元年度	44	44		44	43	1				1		
令和2年度	25	25		25	24							1
令和3年度	234	234		234	234							
令和4年度	36	36		36	34	1				1		1
内訳	来所	9	9		9	8	1			1		
	電話	27	27		27	26						1
	その他											

(6) 交際相手からの暴力に関する相談件数

(単位:件)

区分 年度	合計	女性	男性	通報
平成25年度	27	27		14
平成26年度	19	19		4
平成27年度	11	11		1
平成28年度	16	16		
平成29年度	12	11	1	
平成30年度	8	8		
令和元年度	16	16		2
令和2年度	5	5		
令和3年度	5	5		
令和4年度	5	5		

(7) ストーカー行為等に関する相談件数

(単位:件)

区分 年度	合計	女性	男性
平成25年度	6	6	
平成26年度	25	25	
平成27年度	11	11	
平成28年度	8	6	2
平成29年度	6	6	
平成30年度	11	11	
令和元年度			
令和2年度	7	7	
令和3年度	5	5	
令和4年度	9	9	

(注) 当該事項は平成25年度(平成26年1月)から

## V 各事業の実施状況

### 1 令和4年度出張心理相談実施状況

各地域で女性が抱える悩みについて心理相談に応じるため心理職員が出張相談を実施している。  
なお、令和4年度は地域振興局福祉環境部（7か所）において、各2回の実施を計画したが、全て中止となった。

### 2 令和4年度配偶者暴力相談支援ネットワーク会議開催状況

相談のうち配偶者からの暴力の割合は依然高く、相談内容も多様化している。被害者の自立支援には適切で速やかな援助が必要であり、関係機関相互の共通意識と緊密な連携を図るため、ネットワーク会議を開催している。

なお、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況から開催中止とした。

### 3 関係機関連携及び啓発活動

女性相談・DV対策等の事業に関する情報を提供し、婦人保護事業について理解を得るため、関係機関等からの要請に応じて、次のとおり職員による講義、講演を実施した。

内 容	対 象	人 数
(公社) 秋田被害者支援センター 「被害者支援ボランティア養成講座」	講座受講生ほか	12

## VI 婦人保護施設の概要

- 沿革** 昭和33年 6月 1日 : 婦人相談所（秋田市楡山虎の口新町4番地）に婦人保護施設「秋田県陽光園」を併設し、業務開始。  
収容定員30名。
- 昭和48年 4月 1日 : 婦人保護施設「秋田県陽光園」の運営を秋田県母子寡婦福祉連合会に委託。
- 昭和52年 6月10日 : 秋田県母子福祉総合センター（秋田市手形住吉町4番26号）新築に伴い、秋田県婦人相談所（一時保護所、婦人電話相談室を含む。）及び婦人保護施設「設「秋田県陽光園」が移転、入居。
- 平成14年11月29日 : 収容定員を16名に変更。
- 平成18年 4月 1日 : 秋田県母子寡婦福祉連合会を指定管理者に指定。
- 令和 5年 3月31日 : 秋田県母子寡婦福祉連合会による指定管理業務終了。
- 令和 5年 4月 1日 : 秋田県子ども・女性・障害者相談センターを秋田市手形住吉町3番6号に設置。

**施設規模** P 2 参照

**収容定員** P 2 参照

**職員構成** (令和4年4月1日現在) (単位:人)

園長	事務員	指導員	調理員	専任当直員	嘱託医	計
1	1	2	2(1)	(2)	(1)	6(4)

注) ( ) 内は非常勤職員。外書

### 1 業務内容

性行又は環境により転落し又は転落のおそれのある者、配偶者等の暴力から避難する必要がある者及び家庭環境の破綻や生活困窮など正常な社会生活を営むことが困難な者等で、現に保護援助を必要とする状態にある者を保護し、自立に向けた生活支援及び就労支援を行う。

#### 1) 生活支援

社会人としての基本的な生活習慣を身に付けることができるよう支援する。

#### 2) 就労支援

精神的安定や経済的基盤をつくり社会復帰を目指すため、個々の能力、適性、健康状態を考慮しながら労働意欲を助長させ、社会適応能力の向上を図る。

#### 3) 関係機関との連携

婦人保護事業の範囲内で解決できない問題については、関係機関、民間団体と連携し、問題解決を図る。



## 2 入園者の状況

### (1) 入・退園者状況

(単位：人)

年度	年度初在園人員	入園人員	退園人員	処 理 状 況						在園者の延人員	年度末在園人員
				就 職	結 婚	帰 宅	移他の機 関送へ	そ の 他	計		
平成25年度		2 (2)	1 (1)					1 (1)	1 (1)	462 (462)	1 (1)
平成26年度	1 (1)	2 (1)	2 (1)			2 (1)			2 (1)	471 (457)	1 (1)
平成27年度	1 (1)	1	1 (1)				1 (1)		1 (1)	312 (29)	1
平成28年度	1	3 (2)	2 (1)	1		1 (1)			2 (1)	517 (43)	2 (1)
平成29年度	2 (1)	2	4 (1)	1		2	1	(1)	4 (1)	629 (264)	
平成30年度		2		1					1	482	2
令和元年度	2	2	2	2					2	1,041	2
令和2年度	2		1					1	1	477	1
令和3年度	1	1								508	2
令和4年度	2	1	3	1				2	3	534	

(注) ( ) 内は同伴児で、別掲

### (2) 令和4年度 月別入・退園者状況

(単位：人)

種 別 年 月	入園人員	退園人員	月末現在人員	入園延人員
前年度末			2	
4年 4月		1	1	38
4年 5月			1	31
4年 6月			1	30
4年 7月			1	31
4年 8月			1	31
4年 9月	1		2	33
4年10月			2	62
4年11月			2	60
4年12月			2	62
5年 1月			2	60
5年 2月			2	56
5年 3月		2		40
計	1	3	17	534

(注) ( ) 内は同伴児で、別掲

(3) 入園の理由

(単位：人)

区分 年度	夫の 暴力	離婚 問題	親の 暴力	子ども の暴力	病気 障害	精神的 問題	帰住先 なし	家庭 不和	年少者 の性的 課題	売春 強要	計
平成25年度	2										2
平成26年度	3										3
平成27年度	2										2
平成28年度	2						1		1		4
平成29年度							3		1		4
平成30年度	1						1				2
令和元年度	1		1				2				4
令和2年度	1						1				2
令和3年度			1				1				2
令和4年度			1				2				3

(4) 年 齢

(単位：人)

区分 年度	18～20歳 未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	計
平成25年度		1	1				2
平成26年度		1	2				3
平成27年度			2				2
平成28年度	1	1	1	1			4
平成29年度	3		1				4
平成30年度		2					2
令和元年度	1	3					4
令和2年度	1	1					2
令和3年度	1	1					2
令和4年度		3					3

(5) 学 歴

(単位：人)

区分 年度	中学校卒	高校中退	高校卒	専 門 学校卒	大学中退	大卒	計
平成25年度		2					2
平成26年度		1	1		1		3
平成27年度		1	1				2
平成28年度		1	3				4
平成29年度	1	2	1				4
平成30年度		1	1				2
令和元年度		2	2				4
令和2年度		1	1				2
令和3年度		1	1				2
令和4年度	1		1	1			3

(6) 入園前の職業

(単位：人)

年度	区分						
	無職	会社員	パート	介護職	自営業	専業主婦	計
平成25年度			2				2
平成26年度			1	1		1	3
平成27年度			2				2
平成28年度	2		2				4
平成29年度	4						4
平成30年度	2						2
令和元年度	3	1					4
令和2年度	2						2
令和3年度	2						2
令和4年度	2		1				3

(7) 婚姻等の状況

(単位：人)

年度	子どもの有無		未婚		配偶者		離婚		死別		計	
	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無
	平成25年度					2						2
平成26年度					2		1				3	
平成27年度					1		1				2	
平成28年度			1		1		2				3	1
平成29年度			3				1				1	3
平成30年度			1		1						1	1
令和元年度			3		1						1	3
令和2年度			1		1						1	1
令和3年度			2									2
令和4年度			3									3

(8) 在園期間

(単位：人)

年度	区分				
	6月未満	6月以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	計
平成25年度	1	1			2
平成26年度	2		1		3
平成27年度		1	1		2
平成28年度	2	1	1		4
平成29年度	2		2		4
平成30年度		2			2
令和元年度	1	1	2		4
令和2年度		1	1		2
令和3年度		1		1	2
令和4年度		1	1	1	3

### 3 一時保護の受託実績

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）及び「人身取引被害者の一時保護の委託について」（平成17年4月1日付け雇児福発第0401001号）に基づき、DV防止法第3条第3項の規定により委託された一時保護の件数。

(単位：人)

内 訳 年 度	保 護 対 象 者	同 伴 児 ・ 者				合 計	備 考
		就学開始 ~18歳未満	幼 児	乳 児	そ の 他		
平成25年度	2 (9)					2 (9)	
平成26年度							
平成27年度	1 (2)		1 (2)	1 (2)	2 (4)	3 (6)	
平成28年度							
平成29年度							
平成30年度							
令和元年度							
令和2年度							
令和3年度							
令和4年度							

(注)上段は実人員。下段( )は延日数

### 4 苦情受付状況

(単位：件)

区 分 年 度	受 付 状 況				
	来 所	書 面 (投書)	電 話	そ の 他	計
平成25年度					
平成26年度					
平成27年度					
平成28年度					
平成29年度					
平成30年度					
令和元年度					
令和2年度					
令和3年度					
令和4年度					



令和5年度 女性相談の概要

印刷発行 令和5年11月  
発行者 秋田県

〒010-0864  
秋田県秋田市手形住吉町3番6号  
秋田県子ども・女性・障害者相談センター  
児童女性相談部 女性相談支援課  
電話 018-832-2534 (FAX018-838-5110)